

熱気球指導操縦士（インストラクター）制度

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この制度は、スチューデントパイロット（Pilot under training、以下「Pu/t」という）が飛行する上での最低限の飛行知識、飛行技術を身につけるのを手助けするためのものであり、インストラクターは、飛行経験の豊富な、また知識の豊かなパイロットの中で、Pu/t の指導に熱意を持って活動する意志のある者を安全委員会で審議し、インストラクターとして認定する。またインストラクターは指導フライト以外に講習会の開催等も行うことができる。

第 2 章 役割

（活動内容）

第 2 条 一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）に所属するパイロットでインストラクターとして認定された者は次の活動を行うことができる。

- (1) 指導飛行の実施
- (2) 講習会、セミナーの実施（企画、講師等）等の活動。

第 3 章 熱気球指導操縦士（インストラクター）認定基準

（認定基準）

第 3 条 インストラクター認定基準は次のとおりとする。

- (1) 満 20 歳以上であること。
- (2) この法人の正会員であること。
- (3) この法人の熱気球操縦士技能証を保持し、引続き 1 年以上パイロットであること。ただし、再登録の場合、熱気球操縦士技能証を保持していること。
- (4) この法人もしくは旧日本気球連盟の熱気球操縦士技能証取得後、機長として以下の飛行経験を有すること。
 - ① 50 時間以上の飛行。
 - ② 1 時間以上の無着陸飛行 2 回以上。
 - ③ 15 分以上のソロフライト 2 回以上。
- (5) 熱気球指導操縦士（インストラクター）2 名の推薦があること。
- (6) 申請前 1 年以内に、機長として飛行していること。
- (7) 申請前 2 年以内に、指導者講習会を受講していること。
- (8) パイロットログブック、トレーニングログブック、機体ログブックの意味を正しく理解し、これらを正しく作成、保管していること。
- (9) この法人の自由安全飛行規定、係留飛行安全規定、指導システム、航空法を理解し、遵守して飛行していること。
- (10) この法人のシステムを熟知し理解していること。
- (11) 安全委員会がインストラクターとしてふさわしいと認めること。

（更新基準）

第 4 条 熱気球指導操縦士技能証（インストラクター資格）を更新しようとする者は、下記の条件を満たさなければならない。この条件を満たさずに更新をする場合は熱気球操縦士技能証（パイロット資格）が発行される

- (1) 有効期限 1 年以内に、機長として飛行していること。
- (2) 有効期限 2 年以内に、指導者講習会を受講していること。ただし、下記のいずれかの条件を満たすものはこれを免除する。

- ①有効期限2年以内に、イグザミナーミーティングに出席した者。
- ②有効期限2年以内に、指導者講習会の講師をした者。

第4章 熱気球指導操縦士技能証申請及び失効

(新規申請)

第5条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 熱気球指導操縦士技能証申請書。
- (2) 機長として50時間飛行したことを証明するログブックのコピー。
- (3) 申請前2年以内に受講した指導者講習会受講証明書。
- (4) 新規申請料を支払った送金証明。(振替受領証のコピーなど)
- (5) インストラクターテキスト代を支払った送金証明または購入証明兼領収書のコピー。
- (6) 証明写真1枚(縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入、無帽・無背景・正面、申請前3ヶ月以内に撮影したもの)

2 新規申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 新規申請料 10,000円
- (2) テキスト代 10,000円
- (3) 払込先はこの法人のゆうちょ銀行振替口座とする。

(更新申請)

第6条 インストラクター更新を希望する場合は、通常の熱気球操縦士技能証(パイロット)更新に必要な書類に加えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 有効期限1年以内に機長として飛行したことを証明するログブックのコピー。
- (2) 有効期限2年以内に受講した指導者講習会の受講証明書。

2 通常の技能証更新費用以外にインストラクターとしての更新費用は発生しない。

(再登録申請)

第7条 インストラクター資格がいったん失効し、再登録を希望する場合、第6条第1項に定める書類を提出しなければならない。ただし、それぞれ有効期限ではなく、再登録申請日を基準とした日付の書類とする。

2 インストラクター再登録料は2,000円とする。

(再発行申請)

第8条 熱気球指導操縦士技能証紛失等の場合、再発行を行う。再発行手数料は2,000円とする。

(失効)

第9条 次のいずれかに該当する場合、熱気球指導操縦士技能証は失効する。

- (1) この法人の会員資格が失効している場合。
- (2) 熱気球操縦士技能証の期限が切れている場合。
- (3) 熱気球指導操縦士技能証が停止または取り消されている場合。

2 安全委員会が不相当と認めた場合、熱気球指導操縦士技能証(インストラクター)の停止または取り消しを行う場合がある。

附則

この制度は、平成30年(2018年)6月15日より施行する。